

# 消費せいかつ かわらばん No.1

# 悪質商法に注意しましょう! 高齢者が狙われています!



平成22年度、消費者センターに寄せられた相談は1269件です。高齢者の被害は年々増え、全体の40%を超えます。新たな手口での被害が多数発生し、被害額も高額で深刻です。高齢者被害をなくすためには、本人だけではなく、家族や周りの方の協力や気付きが不可欠です。少しでも疑問に思ったら、すぐに消費者センターに相談してください。

## 利殖商法

**事例** 【申し込んでもないのにある会社のパンフレットが母宛に届き、その後、別会社から電話があり「パンフレットの会社に投資をすれば5倍の高値で買い取る」と電話勧誘を受け160万円を振り込んだ。騙されていると思う。

**事例** 【県外の温泉付老人ホームのパンフレットが届いたあと、「どうしても入居してほしい」「1口200万円で購入できれば、53万円にして返す」「安いから申し込め」と代わる代わる電話があり迷惑。

**対処法** 【不審な業者の電話には応対しないで下さい。うまい話を簡単に信用せず、よく考えて慎重に対応しましょう。

**未公開株や社債の怪しいもうけ話には絶対に耳を貸さない手を出さない**

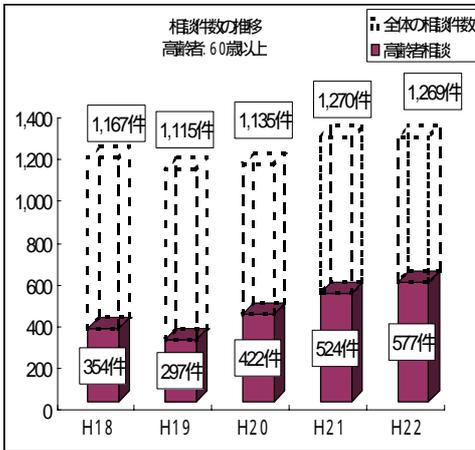
## 点検商法

**事例** 【近くの病院の屋上で作業していたら、お宅の屋根瓦が浮いているのが見えた。修理費用は3万円」と言われ修理を依頼。病院に確かめたら事実ではないことがわかり修理を断った。不審だ。

**対処方法** 【いろんな口実をつけて点検し、さらに不安をあおって契約を急かせる手口です。あわてないでほかの事業者からも見積りを取りましょう。

## 5月は消費者月間です

県内の消費者団体が中心となり「いきいき消費者フォーラム in2011」が開催されます  
 とき 5月29日(日)午前10時～午後4時  
 ところ AOSSA  
 テーマ 「地域で守ろう 消費者の安全・安心」  
 講演 午前10:15～11:45  
 「学んで、行動する消費者に～多重債務問題から貧困問題の解決～」  
 講師:弁護士 宇都宮 健児氏  
 消費者カクイズ 午後1:35～2:25  
 越前市消費者グループ連絡協議会



## 訪問販売

**事例** 【1ヶ月前、腰やひざが痛いでしょう。痛みが和らぐ医療器具がある」と電話があり、2日後自宅に来た。高額な温熱治療器を勧められ、高いと言った銀行まで連れて行ってあげる」と言うので乗せてもらい代金を支払った。何回も試したが効果が無い。販売担当者に引き取ってほしいとお願したが、長期間使わないと効果が出ないと言われ、引き取ってもらえない。解約したい。

**対処方法** 【契約から8日を過ぎてしまうと、クーリングオフすることができません。しかしクーリングオフを妨害しているなどの問題がある場合は解約できる場合があります。

## クーリング・オフとは

訪問販売、SE商法、電話勧誘販売などで契約した場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、無条件に解約できる制度です。

## 越前市消費者センター

22-377-3

相談/平日8:30～17:00

府中一丁目2-3 センチュリープラザ1階

消費生活全般に関する苦情や問合せについて、問題解決のお手伝いをします。

消費者被害の未然防止暮らしに役立つ情報を、提供します。

「消費者出前講座」を行っています。

自治会や地域のサークルなどで、消費生活に関する話を聞いてみませんか。

一人で悩まず、ご相談ください!